

申請提出書類一覧 個人用

月 日 許可No. _____ 申請者 _____ (担当者) _____ 変更届 [無・有()]

□正本 □副本

番号	提出書類	注意事項	チェック	OK	備考
1	一般廃棄物収集運搬業（許可・更新許可）申請書（第1面）	屋号があれば記載（屋号のみは×） フリガナ			
	（第2面）	フリガナ 住民票の本籍、生年月日			
	（第3面）	フリガナ 住民票の本籍、住所、生年月日			何も記載なくてもOK
	（第4面）	種別の囲み 許可証の内容と同じか			
4	住民票の写し	申請者 使用人 本籍記載 3ヶ月以内の原本 or 原本照合			
5	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	申請者 使用人 3ヶ月以内の原本 or 原本照合			
6	印鑑証明書	申請者 3ヶ月以内の原本 or 原本照合 A4用紙に貼付			更新時は省略可
7	事業計画の概要書 【第1号】	数量の記載あるか（0はダメ） ビルビットは該当する場合のみ記載			
8	事務所及び事業場並びに車両保管場所の所在地一覧表 【第2号】	事務所欄上段をHP等で公表 (個人情報に配慮し公表しないケース有)			
9	事務所及び事業場の案内図及び配置図 【第3号】	【第2号】の番号(1, 2...)・事務所全て 地図鮮明・わかりやすいか 方角の記載			
10	事務所及び事業場の写真 【第4号】	【第2号】の番号(1, 2...)・事務所全て 撮影後3ヶ月以内のもの			更新時は省略可
11	車両保管場所の案内図及び配置図 【第5号】	【第2号】の番号(1, 2...)・保管場所全て 地図鮮明・わかりやすいか 【第7号】の車両すべてのナンバー記載 方角の記載			
12	車両保管場所の写真 【第6号】	【第2号】の番号(1, 2...)・保管場所全て 撮影後3ヶ月以内のもの			更新時は省略可
13	収集運搬車両一覧表 【第7号】	変更はないか 車検証の内容と同じか 車種は写真を見て適正か			
14	収集運搬車両の写真 【第8号の2】	【第7号】の番号(1, 2...)、車両すべて 撮影後3ヶ月以内のもの 当該車両保管場所で撮影 ナンバー鮮明			
16	自動車検査証の写し	【第7号】の車両すべて 申請日現在で期限が有効なもの			電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも必要

番号	提出書類	注意事項	チェック	OK	備考
	車両使用承諾証明書【第10号】 又は賃貸借契約書の写し	【第7号】の第三者のすべて 申請日現在、使用権ありか 車検証の使用者との契約			
17	事務所 事業場の 建物の	全部事項証明書	【第2号】の所有権あり事務所すべて 3ヶ月以内の原本 or 原本照合		地番表示でも OK
		施設使用承諾証明書 【第11号】又は 賃貸借契約書の写し	【第2号】の所有権なし事務所すべて 申請日現在、使用権ありか		
	車庫の 土地 又は 建物の	全部事項証明書	【第2号】の所有権あり車庫すべて 3ヶ月以内の原本 or 原本照合		地番表示でも OK
		施設使用承諾証明書 【第11号】又は 賃貸借契約書の写し	【第2号】の所有権なし車庫すべて 申請日現在、使用権ありか		
18	欠格要件に係る誓約書【第12号】				
20	資産に関する調書【第14号】	資産>負債か			
23	(税務署発行の) 納税証明書その3の2	申請者の、その3の2 3ヶ月以内の原本 or 原本照合			
24	確定申告書の写し(第一表・第二表) (直前2年分)	第一表 第二表 修正申告があれば修正申告書 平均か直近のどちらかがプラス 直前2年分あるか			
	経理的基礎に関する申立書 (債務超過、マイナスの場合のみ)	2年分で判断 理由、改善方法が適切か			
26	従業員一覧表【第16号】	雇用・職種・免許の囲み 運転手の免許取得年月日 関係する資格等の記載(浄化槽管理士等)			
27	業務経歴書【第17号】	許可以前の記載がないか 堺市の許可取得の記載			
30	(市税調査)同意書【第20号】	本人の署名または実印押印			様式変更あり
34	廃棄物処理業の許可証等の写し	堺市分も必要 裏面があれば両面			
35	納入通知書兼領収証書の写し				
	委任状	必要な場合のみ			

a	一般廃棄物収集運搬業の更新許可申請 における提出書類についての申立書	必要な場合のみ			
b	一般廃棄物処理業(廃止・変更)届出書 【規則様式第10号の4】	前回の更新許可申請及びそれ以後の 変更届出以降に変更のある場合のみ			
c	同時届出に関する申立書	同時に変更届出書を提出する場合のみ			
d	浄化槽清掃業変更届出書【様式第8号】	変更のある場合のみ(一般廃棄物 処理業とは別に添付書類が必要)			
e	使用印鑑届出書	一般廃棄物処理業 浄化槽清掃業			必要な場合のみ

◆住民票等、公的機関が発行する証明書類については、原本を提示のうえであれば原本照合しますので、コピーを提出していただいても結構です。